

「牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例」ができました

◇条例制定の背景

市では、平成24年3月議会にて、「牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を制定しました。この条例は、あき家等の所有者及び市民等の責務並びに市の対応などを定めています。

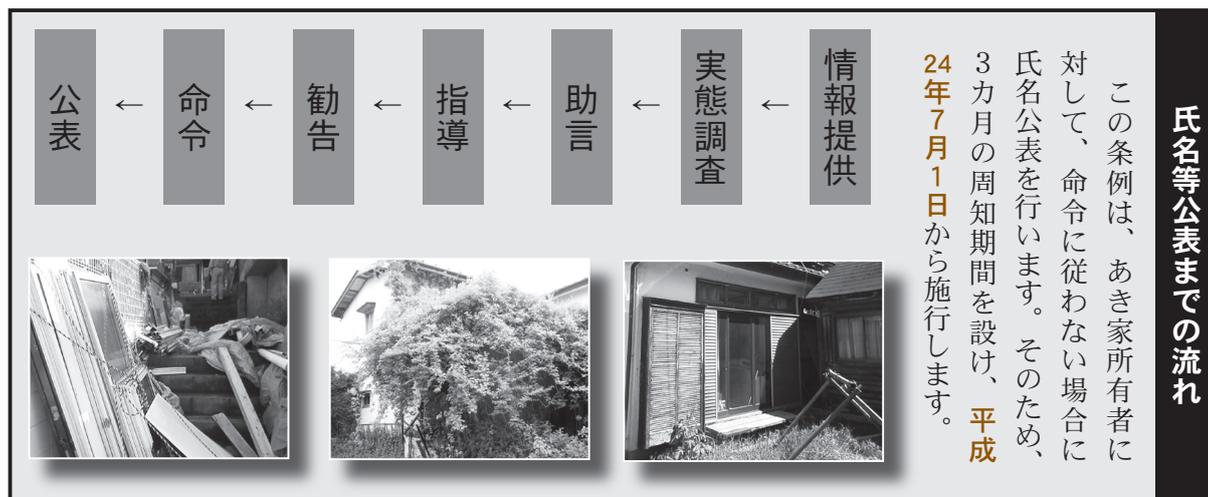
牛久市では、あき家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することおよび管理不全な状態の解消を促すことで、生活環境の保全や防犯のまちづくりに寄与することにより、市街地における定住の促進や地域交流拠点の整備等を図る事を目的にこの条例を制定しました。

◇条例の概要

市内にある管理不全な状態のあき家に関して、①実態調査②助言③指導④勧告⑤命令を行い、管理不全な状態が改善されない場合、⑥氏名等の公表を行います。

また、有効活用に関するあき家の所有者の意向を確認して、あき家の有効活用に資する事業を展開します。

交通防災課 ☎ 内線 1683



条例の流れ	内容
情報提供	管理不全な状態※1であるあき家等※2があるときは、市民※3からその情報の提供を受け付けます。
①実態調査	情報提供に基づき適正な管理が行われていないと認めるときは、当該あき家等の実態調査を行います。
②助言 ③指導	実態調査により、あき家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等※4に対し、当該あき家等の適正な管理に必要な措置について助言又は指導を行います。
④勧告	助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該あき家等が管理不全な状態であるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行います。
⑤命令	あき家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又はあき家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令を行います。
⑥公表	命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表します。①命令に従わない者の住所及び氏名(法人は事務所の所在地及び名称及び代表者の氏名)②命令の対象であるあき家等の所在地③命令の内容

※1. 建物その他の工作物が、老朽化若しくは台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態若しくは建築材等の飛散による危険な状態又は不特定者の侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態。

※2. 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの。

※3. 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者。

※4. 市内に所在する建物その他の工作物を所有し、又は管理する者。